

第1章 総則

(名称、事務局)

第1条 サークルの名称は活動開始届に記載した通りとする。事務局は、塚田南小学校に置く。

(目的)

第2条 本サークルは、サークル活動細則第1条に記載された目的のために設立をする。

(活動)

第3条 本サークルは、サークル活動細則第2条の指針に従い活動を行なうものとし、その管理運営は法令、サポーターズクラブ会則及び細則に反しない範囲において、メンバーの自主により行う。

第2章 メンバー

(メンバー)

第4条 サークルのメンバーは、塚田南小学校に在籍する児童の保護者で組織する。

2. 塚田南小学校に在籍する児童の保護者でない者で、サポーターズクラブの趣旨に賛同し且つ本サークルで活動の意思がある場合は、サポーターズクラブ理事会の承認を得たうえでメンバーにすることができる。

第5条 卒業等により子が塚田南小学校の児童ではなくなった場合、前項による承認を得なければメンバーとしての資格を失う。

(入退会)

第6条 メンバーの入退会は自由とする。入会及び退会の方法についてはサークル代表者及びその他メンバー相互により定めること。ただし退会を希望する者の意に反して活動や在籍を継続させる等を行ってはならない。

第3章 役員

(役員)

第7条 本サークルは活動開始届で届け出たものを代表者として活動を行う。代表者が交代した場合は、速やかにサポーターズクラブ理事会に届け出なければならない。

2. 活動の過程において必要となった場合、代表者とは別にメンバーの同意のもとで役職者を定めることができる。

3. 第4条にて定められたメンバー以外のものを役員等に定めてはならない。

第4章 活動報告

(活動報告)

第8条 本サークルは毎年1回サポーターズクラブに対して、活動報告書等必要な書類を提出しなければならない。

第5章 個人情報の取扱い 禁止事項

(個人情報)

第9条 メンバーの電話番号、電子メールアドレス等、また活動の過程において収集したその他の個人情報は利用目的以外には使用しない。

2. 本サークルの個人情報保護に関わる規定は、塚田南小学校サポーターズクラブの定める個人情報取扱規定に準拠しその定めに従い適切に取り扱いを行うこととする。

(禁止事項)

第10条 本サークルを営利、政治、宗教、思想の強制等の目的に利用すること、また、メンバーが塚田南小学校関係者を対象に同様の活動を行うことを禁止する。

2. 本サークル内においてメンバーの意志に反する活動参加への強制等を行ってはならない。

第11条 サークル内での金銭の貸借及びメンバーからの不当な徴収、会計規則を設けずに活動資金をプールする等を行ってはならない。

第6章 その他

(規則の改定、細則)

第12条 本規則はサポーターズクラブ理事会の承認によってのみ改正される。

2. 会計規則を定めるなど、サークルの運営に関して規則の変更が必要な場合は、サークルメンバーの同意のもと、本サークル独自に規則を制定し、サポーターズクラブの承認を得なければならない。

第13条 本規則に記載のない事項については、全てサークル活動細則の記載に従うこととする。

附則

本規則は2022年4月28日から施行する。